

(公表様式)

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者

業者の商号又は名称	本社又は営業所の所在地	※建設業許可番号
パナソニック環境エンジニアリング株式会社	大阪府吹田市垂水町 3-28-33	国土交通大臣許可 第 10668 号

2 指名停止措置期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 4 月 30 日まで (1 か月)

3 指名停止措置の範囲

さくら市が発注する工事等

4 事実概要

上記の者は、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたほか、資格要件を満たさない者を工事現場に主任技術者等として配置していたとして、令和 7 年 1 月 31 日に国土交通省近畿地方整備局長から建設業法に基づく監督処分（指示処分及び営業の停止命令）を受けた。

5 指名停止措置理由

有資格者が建設業法に違反し、監督処分を受けたことは、さくら市建設工事等請負業者指名停止等措置要領別表第 2 第 9 号に該当するため。

[さくら市建設工事等請負業者指名停止等措置要領 別表第 2 第 9 号]

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 9 建設業法の規定に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき（前号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 1 箇月以上 9 箇月以内

本件問い合わせ先

さくら市 総合政策部 財政課 財産管理係
さくら市氏家 2 7 7 1
電話：0 2 8 - 6 8 1 - 1 1 2 2